

根拠法令

・静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年 3 月 20 日静岡市条例第 7 号）抜粋

第 14 条第 18 号の 2

介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）抜粋

第 13 条第 18 号の 2

介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

・厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成 30 年 5 月 2 日厚生労働省告示第 218 号）抜粋

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 に規定する厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 18 号の 2 に規定する厚生労働大臣が定める回数 次のイからホまでに掲げる要介護状態区分に応じて、それぞれ当該イからホまでに定める回数

イ 要介護一 一月につき二十七回

ロ 要介護二 一月につき三十四回

ハ 要介護三 一月につき四十三回

ニ 要介護四 一月につき三十八回

ホ 要介護五 一月につき三十一回

二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 18 号の 2 に規定する厚生労働大臣が定める訪問介護 生活援助（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）別表指定居宅サービス介護給付費

単位数表の訪問介護費の注 3 に規定する生活援助をいう。)が中心である指定訪問介護
(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第
37 号)第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。)